

2022年 土木学会 契約管理技術セミナー
倫理・社会規範委員会 建設マネジメント委員会

紛争解決システムに関する分析

第6回(2限目)
2023.2.15.

五艘隆志

東京都市大学 建築・都市デザイン学部 都市工学科

1

1

我が国の紛争解決システム

建設業法 第3章の2

「建設工事の請負契約に関する紛争の処理」

第25条(建設工事紛争審査会の設置)

1. 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、**建設工事紛争審査会**を設置する。
2. 建設工事紛争審査会は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争につき、**あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有する**。
3. 審査会は、中央建設工事紛争審査会及び都道府県建設工事紛争審査会とし、**中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く**。

他の先進国では公的発注者の組織内に設置されていない

2

2

建設工事紛争審査会の所在地(1/5)

建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧

審査会名	担当部局	住 所	電 話 番 号
中 央	国土交通省土地建設産業局 建設業課紛争調整官室	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111(内24764)
北 海 道	建設部建設政策局建設管理課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6	011-231-4111(内29718)
青 森 県	県土整備部監理課 建設業振興グループ	〒030-8570 青森市長島1-1-1 県庁北棟3階	017-734-9640(直)
岩 手 県	県土整備部建設技術振興課 建設業振興担当	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	019-629-5943(直)
宮 城 県	土木部事業管理課 建設業振興・指導班	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3116(直)
秋 田 県	建設部建設政策課 建設業班	〒010-8570 秋田市山王4-1-1	018-860-2425(直)
山 形 県	県土整備部建設企画課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2402(直)
福 島 県	土木部技術管理課建設産業室	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7452(直)
茨 城 県	土木部監理課建設業担当	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-4334(直)
栃 木 県	県土整備部監理課建設業担当	〒320-8501 宇都宮市壺田1-1-20	028-623-2390(直)

中央建設工事紛争審査会パンフレット <http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf>

3

建設工事紛争審査会の所在地(2/5)

群 馬 県	県土整備部建設企画課 建設業対策室	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-3520(直)
埼 玉 県	県土整備部県土整備政策課 訟務担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-5262(直)
千 葉 県	県土整備部建設・不動産課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-3108(直)
東 京 都	都市整備局市街地建築部 調整課工事紛争調整担当	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3376(直)
神奈川県	県土整備局事業管理部建設業課 調査指導グループ	〒231-0023 横浜市中区山下町32 横浜合同庁舎3階	045-285-4245(直)
山 梨 県	県土整備部県土整備総務課 建設業対策室	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1843(直)
長 野 県	建設部建設政策課建設業係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7293(直)
新 潟 県	土木部監理課建設業室	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025-280-5386(直)
富 山 県	土木部建設技術企画課建設業係	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	076-444-3316(直)
石 川 県	土木部監理課建設業振興グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	076-225-1712(直)
岐 阜 県	県土整備部技術検査課	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8504(直)

中央建設工事紛争審査会パンフレット <http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf>

4

建設工事紛争審査会の所在地(3/5)

長野県	建設部建設政策課建設業係	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7293(直)
新潟県	土木部監理課建設業室	〒950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5386(直)
富山県	土木部建設技術企画課建設業係	〒930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3316(直)
石川県	土木部監理課建設業振興グループ	〒920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1712(直)
岐阜県	県土整備部技術検査課	〒500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8504(直)
静岡県	交通基盤部建設支援局建設業課 指導契約班	〒420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3057(直)
愛知県	都市整備局都市基盤部 都市総務課建設第一グループ	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6502(直)
三重県	県土整備部建設業課	〒514-8570	津市広明町13	059-224-2660(直)
福井県	土木部土木管理課 建設業グループ	〒910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0470(直)
滋賀県	土木交通部監理課建設業係	〒520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-4114(直)
京都府	建設交通部指導検査課 建設業担当	〒602-8570	京都市上京区下立売通新町 西入敷ノ内町	075-414-5222(直)
大阪府	住宅まちづくり部建築振興課 建設指導グループ	〒559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6210-9736(直)

中央建設工事紛争審査会パンフレット <http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf>

5

建設工事紛争審査会の所在地(4/5)

審査会名	担当部局	住所	電話番号
兵庫県	県土整備部県土企画局総務課建設業室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(内4576)
奈良県	県土マネジメント部建設業・契約管理課	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-5429(直)
和歌山県	県土整備部県土整備政策局 技術調査課建設業班	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	073-441-3064(直)
鳥取県	県土整備部県土総務課建設業担当	〒680-8570 鳥取市東町1-220	0857-26-7347(直)
島根県	土木部土木総務課建設産業対策室	〒690-8501 松江市殿町1	0852-22-5185(直)
岡山県	土木部監理課建設業班	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7463(直)
広島県	土木建築局土木建築総務課	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3813(直)
山口県	土木建築部監理課建設業班	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-3629(直)
徳島県	県土整備部建設管理課振興指導担当	〒770-8570 徳島市万代町1-1	088-621-2523(直)
香川県	土木部土木監理課契約・建設業グループ	〒760-8570 高松市番町4-1-10	087-832-3506(直)
愛媛県	土木部土木管理局土木管理課建設業係	〒790-8570 松山市一番町4-4-2	089-912-2644(直)
高知県	土木部土木政策課建設業振興担当	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9815(直)
福岡県	建築都市部建築指導課建設業係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7	092-643-3719(直)
佐賀県	県土整備部建設・技術課	〒840-8570 佐賀市内1-1-59	0952-25-7153(直)

中央建設工事紛争審査会パンフレット <http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf>

6

建設工事紛争審査会の所在地(5/5)

長崎県	土木部監理課建設業指導班	〒850-8570 長崎市尾上町3-1	095-894-3015(直)
熊本県	土木部監理課建設業班	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2485(直)
大分県	土木建築部土木建築企画課建設業指導班	〒870-8501 大分市大手町3-1-1	097-506-4516(直)
宮崎県	県土整備部管理課建設業担当	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7176(直)
鹿児島県	土木部監理課入札・指導係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111(内3508)
沖縄県	土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098-866-2374(直)

全ての建設工事紛争審査会の事務局は、国交省か都道府県土木関連の部局(土木部や県土整備部など)の中にある

公共工事の場合、国土交通省や都道府県は当事者となることがある

中央建設工事紛争審査会パンフレット <http://www.mlit.go.jp/common/001040877.pdf>

7

第25条の2(審査会の組織)

1. 審査会は、委員をもつて組織し、中央審査会の委員の定数は、**15人以内**とする。
2. 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。
3. 中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選により選任する。
4. 会長は、会務を総理する。
5. 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

他の先進国ではこういった任命はなされない

8

8

第25条の7(特別委員)

1. 紛争処理に参加させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。
2. 特別委員の任期は、2年とする。
3. 第25条の2第2項、第25条の3第2項及び第4項、第25条の4並びに第25条の5の規定は、特別委員について準用する。
4. この法律に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項は、政令で定める。

→建設業法施行令

第8条(名簿の作成)、第9条(特別委員の意見の陳述)、第10条(審査会の会議)、第11条(中央建設工事紛争審査会の庶務)、第12条(指定職員)、第13条(紛争処理の申請書の記載事項等)、第14条(代理権の証明)、第15条(公共性のある施設又は工作物)、第16条(紛争処理の通知)、第17条(あつせん又は調停をしない場合の措置)、第18条(仲裁委員の選定等)、第20条(仲裁委員が欠けた場合の措置)、第21条(仲裁判断の作成)、第23条(調書の作成)、第24条(調査の囑託)、第25条(紛争処理の手續に要する費用)、第26条(申請手数料)

9

9

第25条の8(都道府県審査会の委員等の一般職に属する地方公務員たる性質)

都道府県審査会の委員及び特別委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条、第60条第2号及び第62条の規定の適用については、同法第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員とみなす。

第25条の9(管轄)

中央審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

1. 当事者の双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるとき。
2. 当事者の双方が建設業者であつて、許可をした行政庁を異にするとき。
3. 当事者の一方のみが建設業者であつて、国土交通大臣の許可を受けたものであるとき。

10

10

(つづき)

2.都道府県審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

1. 当事者の双方が当該都道府県の知事の許可を受けた建設業者であるとき。
2. 当事者の一方のみが建設業者であつて、当該都道府県の知事の許可を受けたものであるとき。
3. 当事者の双方が許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。
4. 前項第三号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合のほか、当事者の一方のみが許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

3.前二項の規定にかかわらず、当事者は、双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる。

11

11

第25条の10(紛争処理の申請)

審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては国土交通大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を經由してこれをしなければならない。

第25条の11(あつせん又は調停の開始)

審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、あつせん又は調停を行う。

1. 当事者の双方又は一方から、審査会に対しあつせん又は調停の申請がなされたとき。
2. 公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに関する紛争につき、審査会が職権に基き、あつせん又は調停を行う必要があると決議したとき。

12

12

第25条の12(あつせん)

1. 審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行う。
2. あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。
3. あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

第25条の13(調停)

1. 審査会による調停は、3人の調停委員がこれを行う。
2. 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。
3. 審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。
4. 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。
5. 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

13

13

第25条の18(仲裁の開始)

審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、仲裁を行う。

1. 当事者の双方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。
2. この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

標準約款末尾の「仲裁合意書」

第25条の19(仲裁)

1. 審査会による仲裁は、3人の仲裁委員がこれを行う。
2. 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。
3. 仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法第2章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。
4. 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、の規定を適用する。¹⁴

14

紛争解決に関する 公共工事標準請負契約約款の条項

第59条(あっせん又は調停)(A)

和解解決を図る: 契約書記載の調停人⇒建設工事紛争審査会

第59条(あっせん又は調停)(B)

和解解決を図る: 建設工事紛争審査会

第60条(仲裁)

仲裁判断に服する: 仲裁合意書に基づき, 建設工事紛争審査会



- あっせん又は調停, 仲裁の存在が契約の公正・中立性を担保
- 審査機関の審査能力と公正・中立性が極めて重要

15

15

建設工事紛争審査会の法的位置づけ

1. 建設工事の請負契約に関する紛争の簡易・迅速・妥当な解決を図るために、当事者の申請に基づいて、あっせん、調停、仲裁を行う公的機関 (注)建設コンサルタント業務は対象外
2. 建設業法に基づき、国土交通省及び各都道府県に設置され、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う準司法的機関(ADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争処理)機関)
3. 紛争は、その内容に技術的な事項を多く含むこと、請負契約に関する様々な慣行が存在すること等から、解決が容易でない
4. 建設工事の紛争は、住宅の瑕疵を補修して雨漏りをとめなければならない、工事代金の支払いを受けて事業資金を確保しなければならないなど、早期解決を図る必要が特に大きい
5. 建設工事紛争の特徴に着目し、法律、建築、土木等の専門家の委員の知見を活かして、あっせん・調停・仲裁により紛争の簡易・迅速・妥当な解決を図るために設けられている

16

国交省 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000071.html

16

裁判外紛争解決手続:ADR (Alternative Dispute Resolution)

1. 訴訟手続によらない紛争解決方法を広く指す
2. 「当事者間による交渉」と、「裁判所による法律に基づいた裁断」との中間
3. あっせん, 調停, 仲裁を行う
4. 時間・費用・手続きのほか, 非公開という長所
5. 仲裁での解決を選択すると訴訟を起こす権利が失われる
6. ADR機関には司法機関, 行政機関, 民間機関がある

司法機関: 簡易裁判所, 家庭裁判所, 地方裁判所

行政機関: 原子力損害賠償紛争解決センター, 公害等調整委員会, 国民生活センター, 消費生活センター, 労働委員会, 紛争調整委員会, 労働相談情報センター, **建設工事紛争審査会**など

民間機関: 平成16年(2004年)裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR促進法)により, **法務大臣が紛争解決機関の認証**を行うこととなった

注: 2004年3月に法科大学院制度創設

17

17

ADRを行う民間事業者

かいけつサポート 法務大臣による
認証紛争解決サービス 裁判外紛争解決手続の認証制度

かいけつサポートTOP > かいけつサポート一覧

かいけつサポート一覧

※JCN: 法人番号(Japan Corporate Number)の略
※詳細については事業者名を選択して下さい。

認証番号	事業者名	取り扱う紛争の範囲	住 所	連絡先電話番号
001	公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構 JCN4011005002761	スポーツに関する紛争	東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE9階905	(03) 6812-9257
003	一般財団法人 家電製品協会 JCN5010005018544	商品の欠陥に関する紛争(家電)	東京都千代田区霞が関三丁目7番1号霞が関東急ビル5階	(03) 3595-0771
004	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター JCN4010405009458	商品の欠陥に関する紛争(自動車)	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号日比谷国際ビル18階	0120-028-222
005	京都弁護士会 JCN9130005004792	民事に関する紛争(全般)	京都市中京区富小路通丸太町下ル樹屋町1番地	(075) 231-2378
006	大阪土地家屋調査士会 JCN1120005004181	土地の境界に関する紛争	大阪市中央区北新町3番5号	(06) 6942-8750
007	一般社団法人 日本商事仲裁協会 JCN2010005013820	商事に関する紛争	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地廣瀬ビル3階	(03) 5280-5161

- 2/6現在177事業者
- 弁護士会, 社労士会, 司法書士会, 土地家屋調査士会が多い
- 民事一般, 商事一般, 知財, 消費者, 事業再生, 事業承継, 金融・保険, 労働, 生活環境, 交通, 家事, スポーツ, エネルギー
- 例えば「日本商事仲裁協会」の仲裁人経験者はほぼ弁護士
- 建設工事に関する事業者はない
- 建設コンサルタント業務に関する事業者もいない

18

法務省「かいけつサポート」<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>

18

建設工事紛争審査会における「審理」

1. 各建設工事紛争審査会の所在地で開催
2. 審査会の管轄(当事者合意によって選択も可能)
 - (1) 中央審査会
 - ①当事者の一方又は双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者である場合
 - ②当事者の双方が建設業者で、許可をした都道府県知事が異なる場合
 - (2) 都道府県審査会
 - ①当事者の一方のみが建設業者で、当該都道府県の知事の許可を受けたものである場合
 - ②当事者の双方が当該都道府県知事の許可を受けた建設業者である場合
 - ③以上のほか、当事者の双方が許可を受けた建設業者でなく、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にある場合
3. 中央建設工事紛争審査会での「審理」は、原則として、場所は国土交通省本省(東京都千代田区霞が関)で、1~2ヶ月に1回(所要1時間半~2時間)程度のペースで開催
4. 審査会の行う紛争処理の手続は、原則として非公開

国交省 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000071.html
 申請書・答弁書作成の手引 <https://www.mlit.go.jp/common/001032684.pdf>

19

建設工事紛争審査会における申請手数料

【表：申請手数料の算出表】

(あっせん申請手数料)

請求する事項の価額	あっせん申請手数料の額
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×20円+8,000円
2,500万円まで	価額(1万円単位)×15円+10,500円
2,500万円を超えるとき	価額(1万円単位)×10円+23,000円

(調停申請手数料)

請求する事項の価額	調停申請手数料の額
100万円まで	20,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×40円+16,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×25円+23,500円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×15円+123,500円

(仲裁申請手数料)

請求する事項の価額	仲裁申請手数料の額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×100円+40,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×60円+60,000円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×20円+460,000円

仲裁の場合

500万円案件
 $500 \times 100 + 40,000$
 ⇒9万円

1億円案件
 $10,000 \times 60 + 60,000$
 ⇒66万円

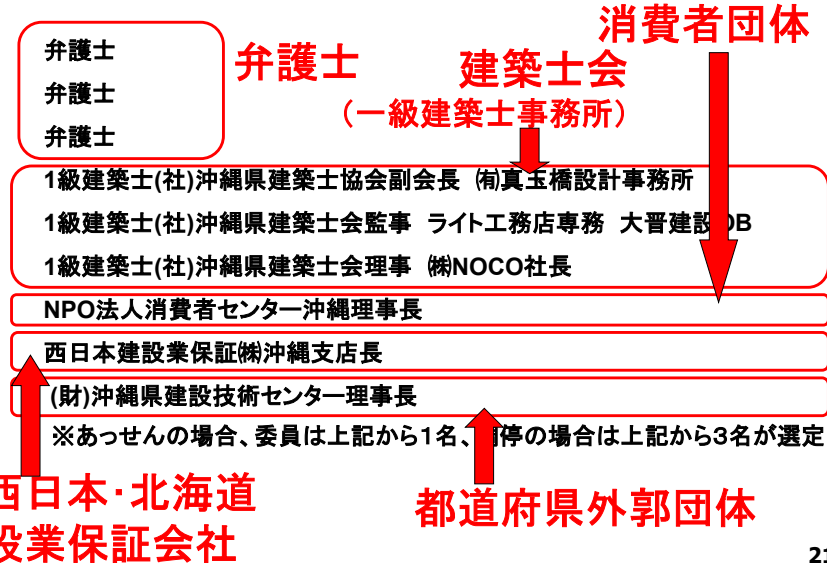
10億円案件
 $100,000 \times 20 + 460,000$
 ⇒246万円

20

国交省 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000076.html

20

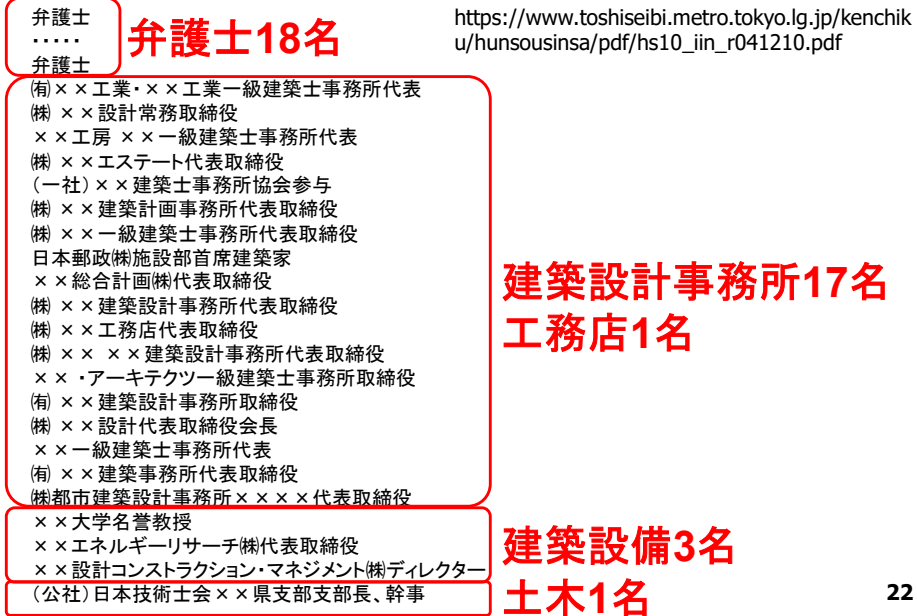
例えば、沖縄県(2008年調査)の場合



21

21

例えば、東京都(2022.12.10現在)の場合



22

22

委員となっている大学関係者の専門分野

<中央>

不動産学、家政学

建築環境、建築設備、建築法規、建築材料、建築構法
建築構造、建築計画、電気設備

土質力学、土質基礎構造、コンクリート、地震工学

<都道府県>

家政学、法哲学、法学

建築環境、建築設備、建築法規、建築材料、土質力学

23

23

参考：海外(アメリカ)の仲裁組織

AAA (American Arbitration Association) Construction Mediation Panel
アメリカ仲裁協会 建設調停委員 (2008年)

職種	人数
Attorneys(弁護士)	263
General Contractors(ゼネコン)	21
Architects(建築士)	12
Engineers(エンジニア)	46
Subcontractors(サブコン)	7
Developers(デベロッパー)	9
Surety(保証会社)	31
Total(合計) ※重複があるため一致せず	357
Female(女性)	20(5.6%)

データ出典：NCDRC 2008 Midyear Meeting Summary - May 7, 2008
AIA Headquarters, Washington DC

24

24

参考1: アメリカの仲裁組織

AAA (American Arbitration Association) Construction Mediation Panel
 アメリカ仲裁協会 建設調停委員 (2008年)

職種	人数
Attorneys(弁護士)	263
General Contractors(ゼネコン)	21
Architects(建築士)	12
Engineers(エンジニア)	46
Subcontractors(サブコン)	7
Developers(デベロッパ)	9
Surety(保証会社)	31
Total(合計) ※重複があるため一致せず	357
Female(女性)	20(5.6%)

技術に関する知識のある弁護士が存在

日本の仲裁組織では極めて少ない(5%に満たない)

保証会社の職員が多い

データ出典: NCDRC 2008 Midyear Meeting Summary - May 7, 2008
 AIA Headquarters, Washington DC

25

25

参考2: ネパールの仲裁組織

NEPCA (Nepal Council of Arbitration) ネパール仲裁評議会 (2009年)

- 1991年にNPO(非営利組織)として設立
- 英国の専門家のアドバイスによって設立
- 常勤5名, NPO理事9名
- 年間12件の審査
- S.N.5, 6(レベル5, 6)の道路や河川案件
- 元官庁勤務の技術者が多い



26

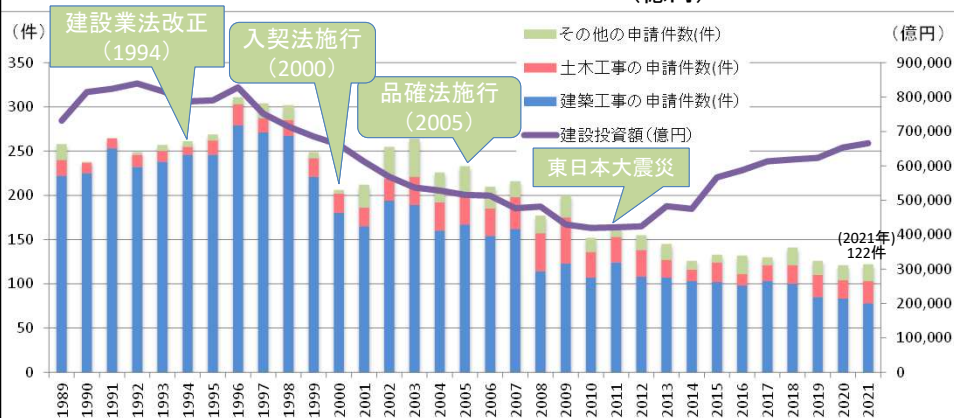
26

「中央」および「都道府県」 紛争審査申請件数の推移

27

27

申請件数(中央+都道府県合計)と建設投資額 (億円)



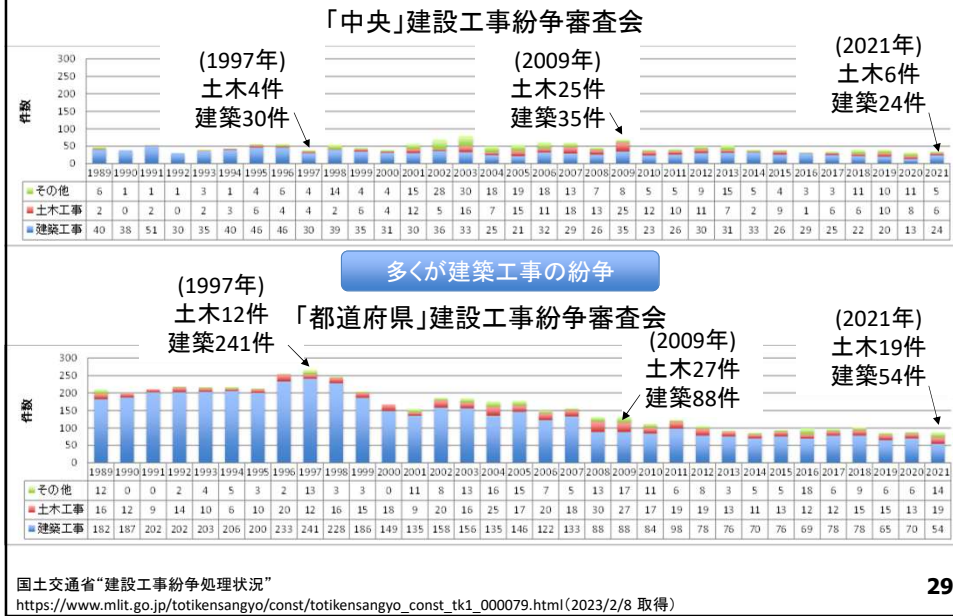
● 年間120件~300件程度で推移, 2021年度122件

国土交通省“建設工事紛争処理状況”
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000079.html (2023/2/8 取得)
 e-Stat (政府統計ポータルサイト)
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00600870&tstat=000001017180&cycle=8> (2023/2/8 取得)

28

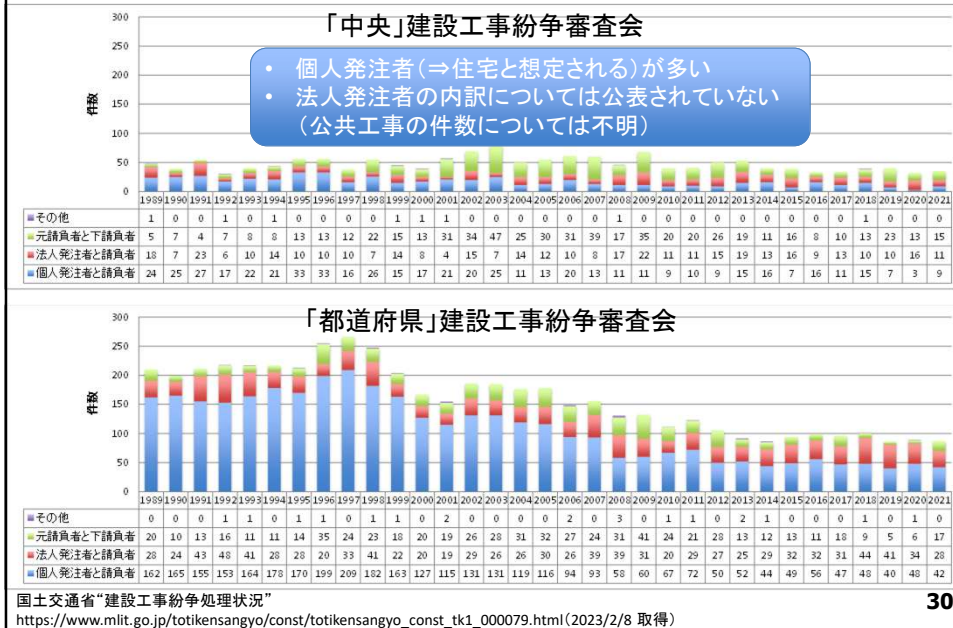
28

事業種類別(土木, 建築)の件数



29

当事者別(元請-下請, 個人or法人発注者)件数



30

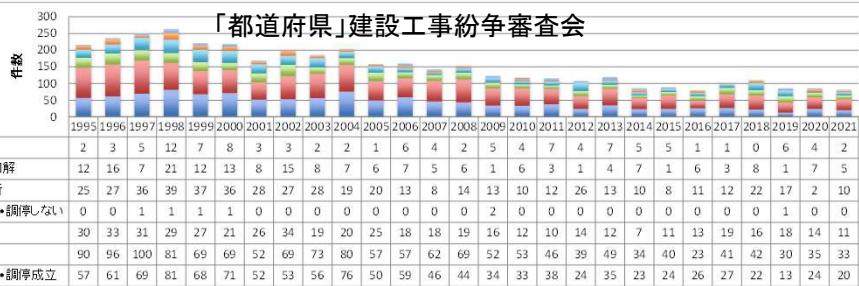
紛争原因別(代金, 遅延, 瑕疵など)件数



国土交通省“建設工事紛争処理状況”
https://www.mit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000079.html (2023/2/8 取得) **31**

31

紛争処理の結果別整理



国土交通省“建設工事紛争処理状況”
https://www.mit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000079.html (2023/2/8 取得) **32**

32

中央および都道府県
建設工事紛争審査会 委員の状況調査
(2008年, 2015年, 2022年調査での相違)

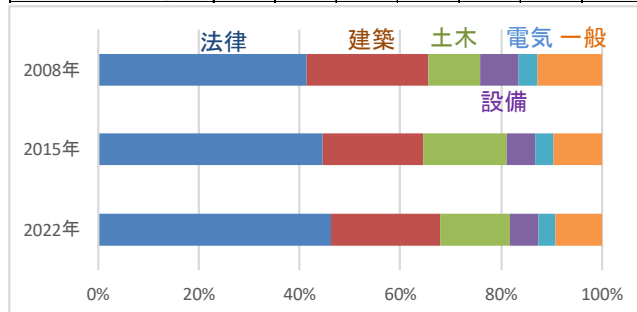
33

33

中央建設紛争審査会委員の内訳(専門分野別)

(単位:人)

	法律	建築	土木	設備	電気	一般	合計
2008年	65	38	16	12	6	20	157
2015年 (2008年から継続)	78 (44)	35 (20)	29 (10)	10 (6)	6 (7)	17 (10)	175 (97)
2022年 (2015年から継続)	81 (44)	38 (19)	24 (15)	10 (4)	6 (2)	16 (2)	175 (86)
(2008年から継続)	(25)	(10)	(3)	(2)	(2)	(0)	(42)

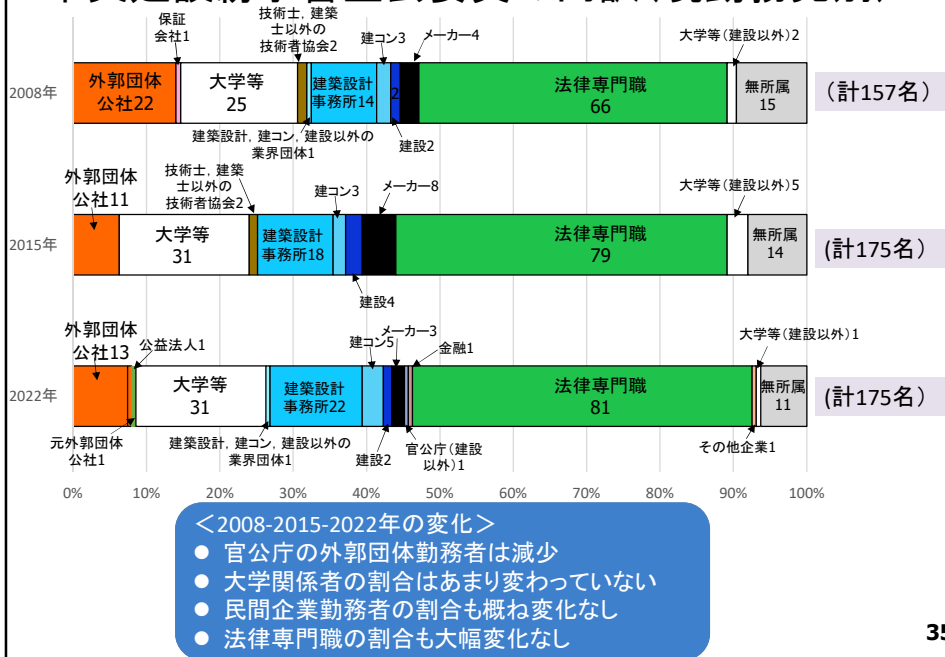


- 案件数は建築と土木で4-10倍程度異なるが、委員の数に大差はない
- 2008年から2015年にかけて、土木は16名⇒29名に倍増

34

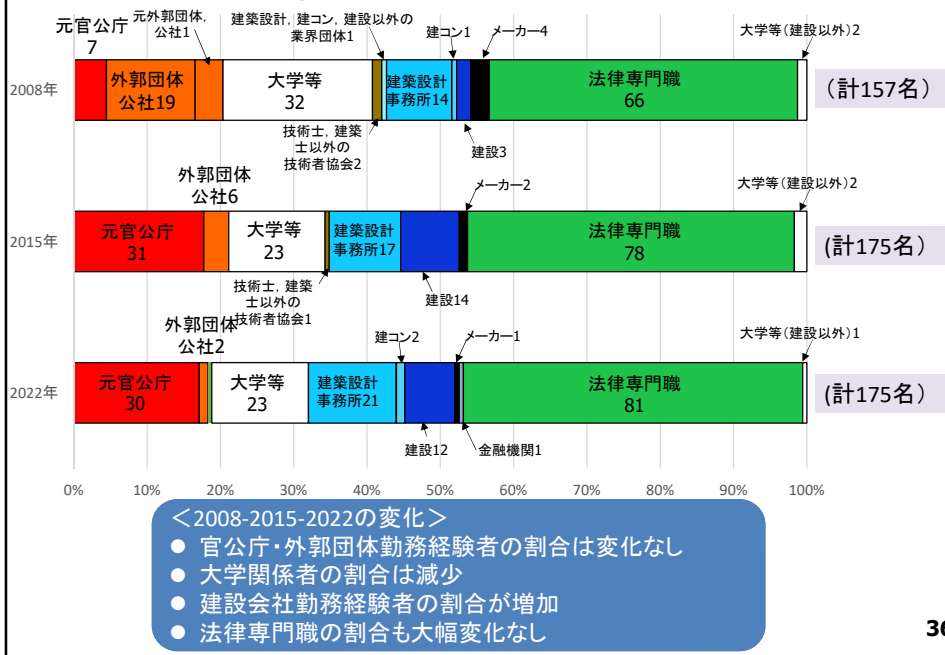
34

中央建設紛争審査会委員の内訳(現勤務先別)



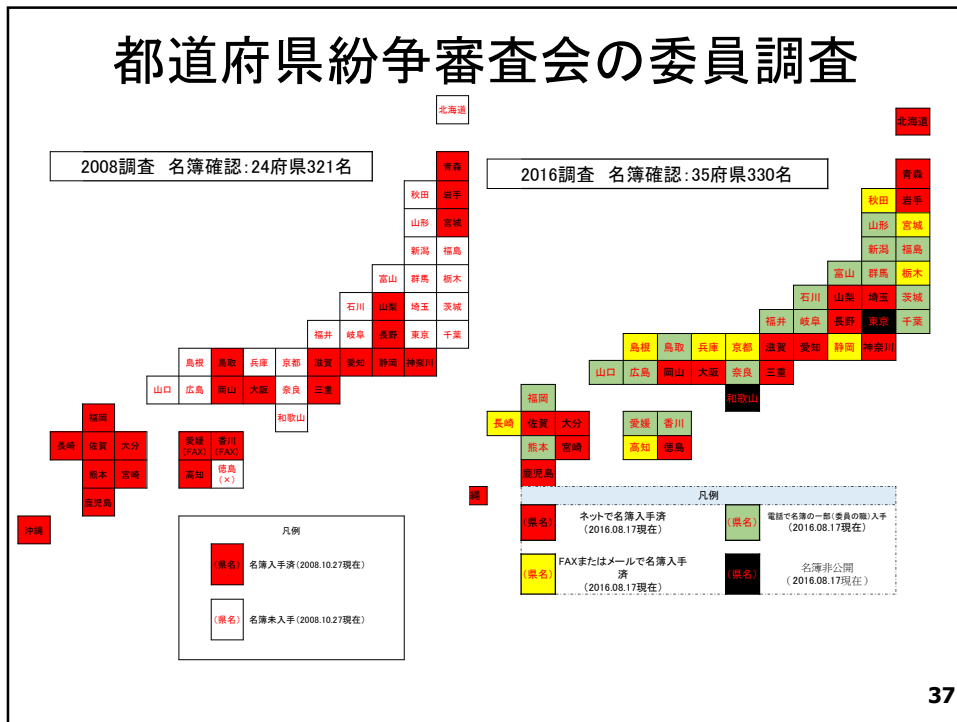
35

中央建設紛争審査会委員の内訳(元勤務先考慮)



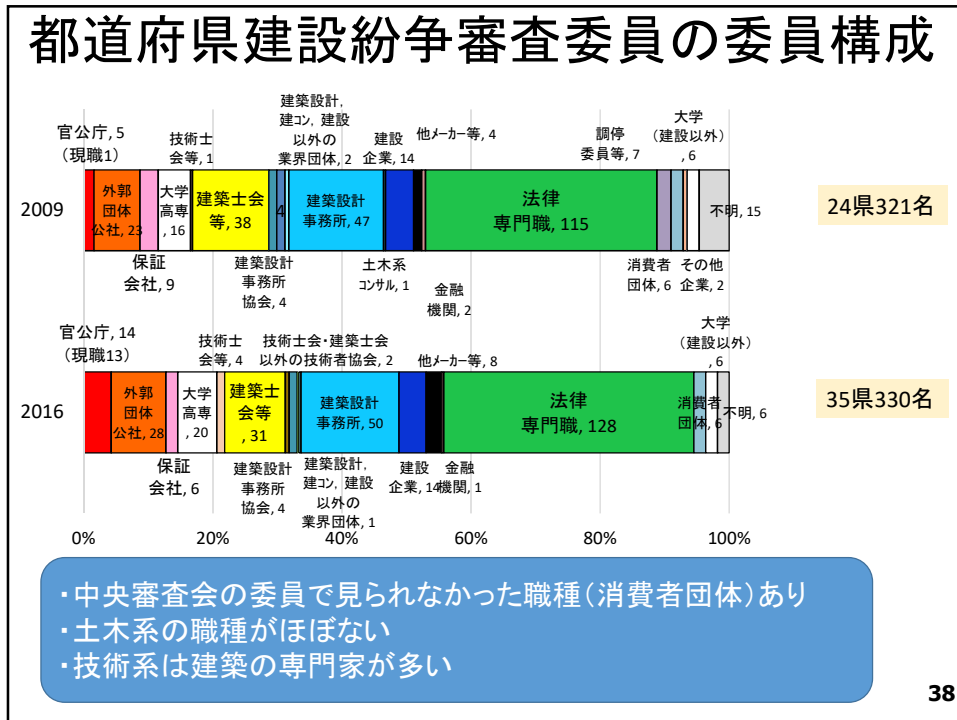
36

都道府県紛争審査会の委員調査



37

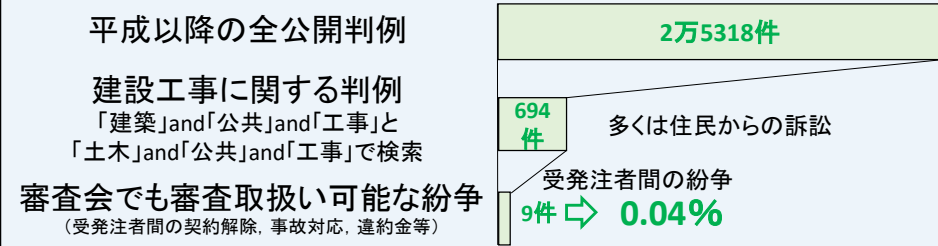
都道府県建設紛争審査委員の委員構成



38

裁判での係争件数の目安と 紛争審査会での係争の件数比較

■ 裁判係争件数の把握方法: 裁判所のHP内で公開された判決文



■ 年間の係争案件数3,529,977件(2015年実績)

■ 年間の公共工事に関する係争件数の概算

$0.0004 \times 3,529,977(\text{件/年}) \div \text{約}1,400\text{件}$

同時期の審査会の申請件数(民間含む): 100-120件

紛争審査会への期待は小さい?
認知度が低い?

39

紛争審査委員に求める能力や専門分野

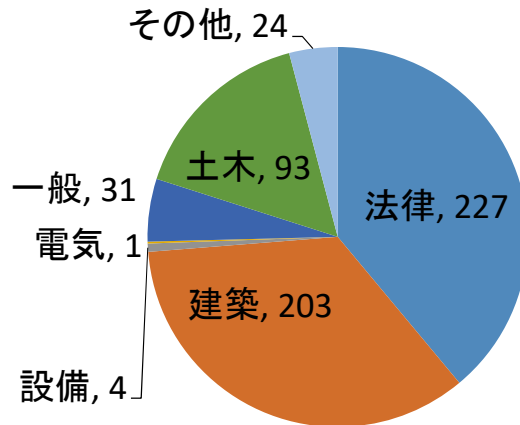
審査会の期待が小さい理由は
審査委員の能力への信頼が薄いことでは?
各都道府県の審査会にアンケート(2016年)
(47都道府県中28道府県回答)

- 委員選任に関する規定の有無……規定あり3県, なし25県
- 分野別の委員人数
- 委員に求める資格, 経験年数, 専門分野(5つ選択)
- 委員の教育プログラム……全28県がそのようなプログラム無

40

分野別の委員人数(42県583人)の内訳

※アンケートに回答した28都道府県と、委員の情報を公開している県を合算
 ※アンケートに回答した28都道府県のうち、24は分野別定員を定めていない



41

委員に求める専門分野(5つ選択)

技術分野(要素技術別)

- 1県 1県 2県 1県
- 1、建築意匠 2、建築環境 3、建築設備 4、建築法規 5、建築材料 6、建築構造
 7、建築施工 8、土木材料 9、土木構造 10、土木施工 11、水工学 12、地震工学
 13、地盤工学 14、プロジェクトマネジメント 15、建設契約 16、電気設備
 17、コンクリート工学 18、その他(記入をお願いします) _____
 19、特に細かい専門分野は問わない(土木、建築、機械 など分野の大枠のみを考慮する)

26県

技術分野(案件種別別)

- 2県 2県
- 1、住宅 2、非住宅の建築物 3、ダム・河川 4、道路・橋梁 5、港湾・空港
 6、鉄道 7、エネルギー 8、上・下水道
 9、その他(記入をお願いします) _____ 1県:一般土木
 10、特に細かい専門要素は問わない(土木、建築、機械 など分野の大枠のみを考慮する)

26県

専門分野への重要度認識は薄い、建設契約はゼロ

42

委員に求める資格, 経験年数

資格

8県

3県

1県

1県

1、一級建築士 2、二級建築士 3、技術士（建設部門） 4、技術士（総合技術監理部門）

5、技術士（電気・設備） 6、一級土木施工管理技士 7、一級建築施工管理技士

8、コンクリート診断士 9、構造設計一級建築士 1県

10、宅地建物取引士（旧：宅地建物取引主任者） 11、博士（工学, 学術など） 1県

12、一級電気工事施工管理技士 13、第一種電気工事士 14、第一種電気主任技術者

15、特に資格要件は求めない

21県

経験年数

10年未満でも問題ない 11～20年 21～30年 31年～40年 41年以上

23県

1県

4県回答なし

資格・経験年数への重要度認識は薄い

43

我が国の紛争解決システムの現状と課題

建設工事紛争審査会は建設業法に基づく「行政機関」

委員は大臣or知事に任命される

- 民vs民間の紛争にはよく機能する形態

⇒現状は建築（特に住宅）主体，土木は少ない

- 官vs民間の紛争には紛争審査会の独立性確保が課題

紛争審査会員の属性と能力

- 2008年では官出身の委員が多かったが，2015，2022年で建設会社出身の委員が増えた

- 建設コンサルタントは1,2名と極めて少ない

- 委員の専門分野は特に意識されずに選定されており，建設契約についてはほぼ不在

44

44

紛争審査会の独立性確保

- 官vs民間の紛争において、発注者側組織との独立性が不明確な機関が審査するとすれば、民側は判断の中立・公正性や、守秘に懸念をもつ
- 委員と特別委員を公務員として守秘義務を課している※
※草柳俊二:詳説「公共工事標準請負契約約款」建設契約管理の理論と実践(下), 日刊建設工業新聞社, 2020, p.112

この形では審査会の独立性に懸念が残っている

- 建設業法25条に官vs民間の紛争を考慮した審査会の独立性確保の記述
- 民間のADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理) 組織の活用

45

45

建設契約を理解する紛争審査会の人材確保

- 技術系の委員の専門分野は純粋技術分野がほとんど
 - 建設契約を理解する弁護士は多くない
- ↓
- 審査会における判断が法律と技術に集中
 - 紛争の多くを占める「工事代金」の問題解決には建設契約やコスト・スケジュール管理の知識が必須
- ↓

- 当セミナーや、大学で開講されている契約管理の授業などの活用→仲裁できる技術者の育成
- 官民間も含めた紛争事例集の開示
- 調停人、仲裁人への報酬の再考

46

46

ご清聴
ありがとうございました

